「申請に対する処分」基準等公開票(条例又は規則)

許認可等の名称	買受人以外の者に対する卸売の許可
根拠法令・条項	堺市立青果地方卸売市場条例施行規則第16条第1項ただし書
所 管 課	農政部農水産課
審査基準	規則の定めによる。 堺市立青果地方卸売市場条例施行規則第16条第1項ただし書 (卸売の相手方の制限) 第16条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、買受人 以外の者に対して卸売、をしてはならない。ただし、次に掲げる場合であって、市長が買受人の買受けを不当に制限することとならない と認めて許可したときは、この限りでない。 (1)市場における入荷量が著しく多いため、又は市場に出荷された 物品が市場の買受人にとつて品目若しくは品質が特殊であるため 残品を生ずるおそれがある場合 (2)市場の買受人に対して卸売をした後、残品を生じた場合 (3)他の卸売市場の入荷量を調整するため当該他の卸売市場におい て卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合 (4)卸売業者が他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間で あらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関 する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う 者又は当該他の卸売市場の買受人(卸売の業務を行う者から卸売を 受けることにつき当該他の卸売市場の開設者の許可又は承認を受 けた者をいう。)に対して卸売をする場合
標準処理期間	標準処理期間を設定できない理由